

後漢時代における刺史の「行政官化」再考

植松, 慎悟
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25844>

出版情報：九州大学東洋史論集. 36, pp.1-33, 2008-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

後漢時代における刺史の「行政官化」再考

植松 慎悟

はじめに

周知のように、中国ではその政治混乱期において、地方軍閥が割拠するという現象が見受けられる。両漢交替期^①および後漢末三国時代においてもそうした地方軍閥の割拠が生じた。その際、それら諸軍閥の結集の単位となったのは、両漢交替期にあつては郡であり^②、後漢末三国時代にあつては州であつた^③。この一方が郡であり、一方が州であるという両者の相違は、後漢一代を通じて、州制が一段と展開した結果であると考えられる。故に、その展開の具体相を解明することは、後漢時代における地方支配の変遷を究明する上で、重要な意味をもつことになるう。

表題に掲げた刺史の「行政官化」とは、制度的・名目的には監察官である刺史が実質的には行政官と同じ存在になつていったとされる現象を指す。この刺史の「行政官化」がこれまでの後漢州制の研究では、自明のこととされてきた（以下、「行政官化」論と称す）^④。

近年はまた、小嶋茂稔氏が、この「行政官化」論をふまえ、後漢州制の展開を分析し、州を国家と地方社会との結節点にあるものとして、その存在のもつ意義を多岐にわたって検討されている^⑤。氏は、後漢国家の在地社会支配に関して州の機構が重要な役割を果たし、本来監察官である刺史が、一般的な政務に関して在地社会と接点をもち、その秩序維持を担っていたと主張する。

筆者はこうした小嶋氏らの論に大筋で賛同するものであるが、しかし当該時代における刺史という官の本質的側面において疑問に思う点もある。それは、以下のような点である。『漢書』卷八三朱博伝に、前漢末の成帝期、刺史から州牧への改革を推進した丞相の翟方進と大司空の何武による上奏として、

今部刺史居牧伯之位、兼一州之統、選第大吏、所薦位高至九卿、所惡立退、任重職大。春秋之義、用貴治賤、不以卑臨尊。刺史位下大夫、而臨二千石、輕重不相準、失位次之序。臣請罷刺史、更置州牧、以應古制。

とある。つまり、刺史の位が「下大夫」に過ぎないにもかかわらず、「二千石」＝郡国の太守・国相（以下、守相と称す）を統轄することは「位次の序」を失うことになるので、州牧を設置して「古制」に応ずべし、と主張されている。ところが、建武一八（四二）年、光武帝は州牧を刺史とし、同時に官秩を六百石に戻すという改革を行ったのである（以下、刺史改革と称す）。もし、これまでの研究の如く刺史が「行政官化」し、郡国の守相の上に措定されたのであれば、この改革によって再び「位次の序」は失われることになる。とすると、後漢刺史が郡国より広域の行政官であると単純に理解すれば、六百石の刺史が二千石の守相を統轄するという「位次の序」を失った体制が維持されたのはなぜか、という疑問が生じることになる。なぜなら、当初後漢では前漢以来の州牧が継承され、「位次の序」に則した体制が一度は採られたからである。要するに、後漢の地方支配体制には統轄関係と官秩序列との間に齟齬が看取されることになる。しかも、刺史の六百石という官秩は後漢時代を通じて維持されているので、この齟齬は後漢二百年に及ぶものであったこととなり、一層奇異なことと言わなければならないであろう。

とすれば、後漢刺史は前漢末に指摘された「位次の序」とは異なる秩序論理のもとに六百石の官として存在していたことになるのではないだろうか。それ故、諸先学の「行政官化」論にもかかわらず、後漢刺史については、いまだ検討の余地が残されていると筆者には思われるのである。

本稿は、如上の問題関心をふまえ、刺史の「行政官化」をめぐる諸問題について考察し、後漢時代における刺史の実態を明らかにした上で、その刺史を長官とする州が当該時代における地方支配構造の中でどのように位置づけられるの

かを追究するものである。

一 刺史改革の意義と監察

序で述べたように、前漢末「位次の序」に則して設置された州牧が、当初後漢でも踏襲された。しかし、光武帝による刺史改革によって再び「位次の序」は失われてしまう。このことは、後漢刺史を理解する上で、重要な点であると考えられる。ところが、これまでの研究では、この刺史改革の意義については必ずしも充分に論じられてこなかった。

こうした中であって、小嶋茂稔氏は、国制上における「州」の位置づけに着目し、光武帝期の刺史改革のもつ歴史的意義についてはいまだ十分な検討が加えられていると言いつつ、難しいと指摘する。その上で、小嶋氏は刺史の「行政官化」をふまえ、後漢刺史の展開に制度と実態の齟齬を見出すのである⁷⁾。

しかし、制度的に刺史があくまでも官秩六百石の官として後漢時代を通じて維持されていたという点にこそ、筆者は刺史改革を理解する関鍵があるのではないかと考えるものである。そこで、本節では地方監察における後漢刺史の役割という観点から、光武帝期の州制の実態を解明した上で、刺史改革の意義を探る。

まず、先学が指摘されるように、光武帝期においては刺史改革に先立って、州制にかかわる重要な施策が実施されている。それは①州牧による奏事の廃止、②州による劾奏の手續き変更である⁸⁾。

①州牧による奏事の廃止について。前漢以来、刺史・州牧は毎年、年末になると京師に帰還し、中央政府に報告（奏事）をなしていた。奏事とは郡国の上計の正確さを確保するための行為であったが、丞相はこの奏事の内容をふまえ、地方官吏の功のあるものを昇進、功の無いものを免職したのである⁹⁾。

しかし、光武帝はこの奏事制度を廃止する。『後漢書』本紀一下 光武帝紀 建武一一（三五）年の条を見ると、
初斷州牧自還奏事。

とあり、同じ記述が、『統漢書』志二八 百官志 州郡の条には、
初歳盡詣京都奏事、中興但因計吏。

と記されている⁽¹⁰⁾。つまり、後漢国家は奏事制度を廃止し、郡国の上計吏を通じて地方を把握したのである。

このことに関連して、奏事廃止から五〇年以上をへた和帝期の人である、張酺の上言に以下のようない指摘が見られる。すなわち、『統漢書』志二八 百官志 州郡の条注引の『東觀漢記』に、張酺が奏事復活を求めたときのこととして、

和帝初、張酺上言、「臣聞王者法天、熒惑奏事太微、故州牧刺史入奏事、所以通下問知外事也。數十年以來、重其道歸煩撓、故時止勿奏事、今因以為故事。……」

とある。これによると、光武帝が奏事を廃止した理由は、往復の交通の「煩撓」であったとされていることがわかる。また、同じく百官志、劉昭注にも、

(世祖) 斷親奏事、省入惜煩、漸得自重之路。

と述べられ、奏事を廃止して「入るを省き煩なるを惜しむ」と理解されている。張酺・劉昭両者の指摘に従えば、直接の奏事廃止の目的は、あくまで地方に駐在する州牧(のち刺史)が毎年京師に帰還することの煩雑さを解消することであったことになる。

また、奏事廃止の背景は郡国の上計制度に見られる変化からも推測することができる。中央へ赴く上計の責任者を比較すると、前漢では郡の丞・王国の長史であり、後漢では当該郡国出身の属吏から選ばれた上計掾史であった。このような変化が生じた理由は、他郡出身の勅任官よりも、本郡出身の属吏の方が郡国内の事情に精通していたからであった⁽¹¹⁾。つまり、後漢の上計制度には、郡国内の事情を把握せんがために、在地出身の上計掾史を重視するという方針が看取される。一方、州牧・刺史は郡丞・王国長史と同じく中央から派遣された勅任官である。この点を考慮すると、奏事が廃止され、「中興には但だ計吏に因るのみ」(前掲『統漢書』百官志 州郡の条) という改制には、右のような方針が

その背景にあったとされるであろう。

前述した張酺の上言の中で、奏事廃止が「故事」と表現されている点から、後漢時代において奏事制度が廃止されたことは疑いない¹⁰⁾。それでは、奏事の廃止によって、州と中央との関係はどう変化したのであろうか。櫻井芳朗氏は、前漢に比して、後漢刺史が地方長官的色彩を帯びた要因を、州の中心に治所があつて、刺史が州に常駐していた点に求め、この点を「最大の變革」と言わねばならない、と明言されている¹¹⁾。

では、奏事廃止によって、州と中央との制度的な繋がりは消失してしまったのであろうか。当然、それは考えられない。例えば、『後漢書』本紀二明帝紀永平九(六六)年の条を見ると、

令司隸校尉・部刺史歲上墨綬長吏視事三歲已上理狀尤異者各一人、與計偕上。

とあり、在任三年以上「墨綬」(県令長レベル)の長吏で、その治績に見るべきものがある者を各々一人ずつ報告させ、上計吏とともに洛陽に上らせるように、司隸校尉・刺史に対して命じている。ここで注目したいのは、この命令が毎年行われるべきものとされている点である。前述したように、前漢の奏事制度には丞相が行うべき地方官吏の人事運営を補佐するという役割があつた。州が果たしていた役割は、後漢でも同様であつたのである。ただし、刺史自身が奏事するのではなく、州府として中央に報告するという形式によつていたのではないだろうか。

そこで、『後漢書』光武帝紀における奏事廃止の記述が「州牧自ら還りて奏事するを断つ」と表現されていたことを想起すると、州牧・刺史自身による奏事が廃止された理由が理解されよう。要するに、奏事制度による刺史個人の繋がりから、州府という組織単位での中央との連携へと比重が変化したのである¹²⁾。

つぎに、②州による劾奏の手続き変更については、『後漢書』列伝三三朱浮伝に、建武六(三〇)年の頃のこととして、

舊制、州牧奏二千石長吏不任位者、事皆先下三公、三公遣掾史案驗、然後黜退。帝時用明察、不復委任三府、而權歸刺舉之吏。(執金吾・朱)浮復上疏曰、「……即位以来、不用舊典、信刺舉之官、黜鼎輔之任、至於有所劾奏、

便加免退、覆案不関三府、罪譴不蒙澄察。……」

と記されている。「刺擧の官（刺擧の吏）」たる州牧には、三公府の審査をへることなく、郡国の守相と県の長吏（令長・丞尉）の黜退を皇帝に劾奏する権限が与えられる。これにより、地方官人事においては州牧の役割が拡大すると共に、三公府の州への関与が減退したと考えられる。

同じ時期に行われた施策として、『後漢書』本紀一 光武帝紀 建武六（三〇）年の条を見ると、

六月辛卯、詔曰、「夫張官置吏、所以為人。今百姓遭難、戸口耗少、而縣官吏職所置尚繁、其令司隸・州牧各實所部、省減吏員。縣國不足置長吏可并合者、上大司徒・大司空二府。」於是條奏并省四百餘縣、吏職減損、十置其一。

とあり、司隸校尉・州牧に属県吏員の削減を指示している。この記事から、州が郡国を越えて、県レベルの人員を把握し得る立場にあつたことがわかる。つまり、この時期、州府は人事上の役割が増し、あわせて県レベルの人員を把握するだけの内実を備えていたことになる。

一方、中央官制に目を向けると、諸州を監察していた大司徒司直が廃止されている¹⁵⁾。大司徒司直については、『統漢書』志二四 百官志 司徒の条に、

世祖即位、以武帝故事、置司直。居丞相府、助督録諸州。

とあり、その職掌は「諸州を督録するを助けしむ」というものであった。大司徒司直の廃止は、「諸州」がこの官を通じて、大司徒府から「督録」される存在でなくなつたことを意味している¹⁶⁾。この点を確認するために、『後漢書』列伝一四 馬援伝附馬嚴伝を見ると、

肅宗即位、（馬嚴）徵拜侍御史・中丞、……其（永平一八（七五）年）冬、有日食之災、嚴上封事曰、「……今益州刺史朱輔・楊州刺史倪說・涼州刺史尹業等、每行考事、輒有物故、又選舉不實、曾無貶坐、是使臣下得作威福也。

故事、州郡所擧上奏、司直察能否以懲虛實。今宜加防檢、式遵前制。……」書奏、帝納其言而免輔等官。

とある。御史中丞馬巖の上奏は、「故事」では州郡の上奏を検証する役割を大司徒司直（前漢は丞相司直）が担っていたけれども、現在ではこれが廃止されているため、復活するよう求めるものであった。その際、彼の弾劾によって、三人の刺史が免官されている。つまり、諸州を監察していた大司徒司直が廃止されたために、御史台の長官である御史中丞が三州の刺史を弾劾しているのである。こうして、州府と中央政府、とりわけ三公府との関係が光武帝期に変化したことが窺われる。

では、右で述べてきたような一連の施策が行われた当該期にあって、刺史改革が実施された目的はどのように考えられるべきなのであろうか。例えば、小嶋茂稔氏は、州を独立の傾向に誘導しなかった要因の一つとして、刺史の官秩を六百石に抑えていたことを指摘する^⑤。これに加えて、筆者は光武帝の政治方針が密接に関連しているのではないかと考える。いま、それを①軍備縮小による軍事権の剥奪、②低秩官による監察という二点から見よう。

①軍備縮小による軍事権の剥奪について。周知のように、光武帝は軍備縮小を断行した。この改革には、建武六（三〇）年の都尉廃止、同七（三一）年の郡国の常備軍撤廃、同一五（三九）年頃までにほぼ達成された宿将功臣の兵権剥奪などが挙げられる^⑥。時期的に言えば、この一連の軍備縮小策が終了した段階で実施されたのが刺史改革であった。

光武帝期の刺史改革以後、刺史は安帝期になるまで、軍事職務に関与することが全くなくなる^⑦。一方、刺史改革以前、光武帝期の州牧はどうであろうか。『後漢書』列伝二二 郭伋伝を見ると、

（建武）十一（三五）年、省朔方刺史屬并州。帝以盧芳據北土、乃調（郭）伋為并州牧。……是時朝廷多舉伋可為大司空、帝以并部尚有盧芳之儼、且匈奴未安、欲使久於其事、故不召。伋知盧芳夙賊、難卒以力制、常嚴烽候、明購賞、以結寇心。芳將隋昱遂謀脅芳降伋、芳乃亡入匈奴。

とある。盧芳（両漢交替期の群雄の一人）に対抗するため、并州牧に就任した郭伋は、朝廷で三公昇進の推薦があったにもかかわらず、長らく中央に戻されることはなかったと言う。それは盧芳・匈奴への対策という軍事的理由によるものであった。このように、州牧は軍事政策の一端も担っていたのである。

刺史改革を基点として、それ以前の州牧と安帝期までの刺史とを比較すると、軍事職務への関与には大きな相違があった。無論、刺史の軍事事例に関しては史料の遺漏という可能性も否定できない。しかし、光武帝期の州牧は短期間にもかかわらず、軍事事例を見出すことができる。これに対し、刺史改革以後、数十年にもわたって、刺史の軍事事例は一切見られない。両者の相違は、刺史改革によって軍事面に関する州制の性格が変化したことを示しているよう。つまり、刺史改革は州レベルの軍事権を剥奪するものであったと判断して大過ないと考えられる。軍事権を有していた州牧は、前漢の旧制を継承しただけではなく、兩漢交替期の混乱状況に適した地方官であったと言える。そして、行政官とされる官秩二千石の州牧はその地位の高さを考慮すると、相応の軍事権を有している方が自然であつただろう。つまり、光武帝の軍備縮小という方針において、州牧よりも刺史の方が妥当であつたのである。これによって、州の独立化傾向は防止されたと考えられる。

つぎに、②低秩官による監察について。光武帝期の監察体制全体を見ると、それが比較的低秩の官によって担われていたことがわかる。光武帝は地方だけではなく、中央の監察体制も再編している。それは、比二千石の大司徒司直の廃止、中央監察官庁としての御史台の確立として示されるが、その際の御史台に所属する監察官の官秩を見ると、長官の御史中丞でも千石、侍御史・治書侍御史が六百石、蘭台令史が百石であつたことがわかる²⁰。そして、地方では刺史改革によって六百石の刺史が復活したのである。つまり、光武帝期に行われた監察体制の再編には、中央・地方ともにそれまでの路線とは異なる低秩官による監察への転換があつたことがわかる。さらに第三節で後述するように、右のような監察官は皇帝との繋がり強く意識される存在であつた。

それでは、刺史改革以降の刺史はどうであろうか。刺史改革以降、「行政官化」したと考えられている刺史にも監察官として活躍する事例が頻出する。『後漢書』列伝一九 鄧曄伝附鄧寿伝には、明帝期の事例として、

（鄧寿）稍遷冀州刺史。時冀部屬郡多封諸王、賓客放縱、類不檢節、壽案察之、無所容貸。乃使部從事專住王國、又徙督郵舍王宮外、動靜失得、即時騎驛言上奏王罪及劾傅相、於是藩國畏懼、並為遵節。視事三年、冀土肅清。

と記されている。この監察には、州吏である「部從事」だけではなく、守相の属吏として監察を担った督郵も刺史の命令に従っており、刺史を頂点とした監察体制が構築されていることがわかる。そして、刺史の監察によって、「藩國畏懼し、並びに為に節に遵う」「冀土肅清たり」と表現されるように、州域が支配されていたのである。つまり、刺史の監察が州域を支配する重要な統制手段としての役割を果たしていたと言えよう⁽²¹⁾。

さらに、後漢末においても監察官としての刺史という見方が存在した。『後漢書』列伝二一 賈琮伝を見ると、靈帝期の事例として、

乃以（賈）琮為冀州刺史。舊典、傳車駟駕、垂赤帷裳、迎於州界。及琮之部、升車言曰、「刺史當遠視廣聽、糾察美惡、何有反垂帷裳以自掩塞乎。」乃命御者褰之。百城聞風、自然竦震。其諸臧過者、望風解印綬去。唯饜陶長濟、陰董昭・觀津長梁國黃就當官待琮、於是州界翕然。

とある。冀州刺史の賈琮は「刺史は當に遠く視、廣く聽き、美惡を糾し察すべし」と言い、不正をはたらいっていた地方官は彼の威光に恐れをなして去ったとある。このように、靈帝期の段階においても刺史が監察官であるという認識が存在していたことがわかるのである。つまり、後漢刺史には「行政官化」という傾向が看取される一方で、その本質的側面には監察官としての要素が通底していたと言える。そして、この基本的方向が明確に示されたのが刺史改革であったのである。

以上のように、刺史改革は当該期に行われた監察体制の再編の一環として位置づけられる。この改革によって、基本的方向が明示された後漢刺史の本質的側面には監察官としての要素が通底していた。これは、刺史の「行政官化」という傾向とは別の側面として重要な点であるが、従来の研究では軽視されていた嫌いがある。

二 刺史の「行政官化」再考

本節では、後漢刺史の本質的側面に監察官としての要素が通底していたという前節の考察結果をふまえ、「行政官化」論に再検討を加え、その実態を明らかにしたい。

すでに序で述べたように、「行政官化」論はこれまでの諸研究に共通する認識と言つてよいであろう。筆者は従来の「行政官化」論に大筋で賛同するものであるが、そこにはいまだ解明されていない問題が残されているようにも思われる。

筆者の疑問はつぎの二点である。その一は刺史が地方行政に関与するようになるとして、その形は郡県による行政と同様なものであったのかという点、その二は刺史が「行政官化」した結果、刺史は守相と同質の地方行政官に、州は郡国と同質の地方行政単位となったのかという点である。要するに、刺史と守相との間に、あるいは州と郡国との間に如何なる相違があつたのか否か、ということである。

『統漢書』志二八「百官志 州郡の条、劉昭注を見ると、

晉太康（二八〇～二八九）之初、武帝亦疑其然、乃詔曰、「上古及中代、或置州牧、或置刺史、置監御史。皆總綱紀、而不賦政。治民之事、任之諸侯郡守。……」

とある。西晋・武帝の詔では「總綱紀」と「賦政」・「治民」が区別された上で、刺史は「綱紀を總ぶるも賦政せず」、「治民の事」は郡太守の任務と理解されている²²。一方、諸先学によつて明らかにされたように、後漢刺史は行政職務に関与している。では、この西晋の詔と先行研究との理解は矛盾するのだろうか。

やや結論的に言えば、双方の見解は両立し得る。ただし、刺史を長官とする州の行政と郡国の行政とでは、明確な相違があつた。すなわち、郡国が地方行政の実務レベルまで担当していたのに対し、州は郡県行政を監督し、これらを指揮するという間接的な行政活動を担っていた。それ故、右の西晋の詔では刺史は「賦政せず」、「治民の事」も担当しなかつたと記述されていたのであろう。以下、この点を確認するため、刺史の「行政官化」の実態に迫りたい。

まず、『後漢書』各本紀に記載された詔令を見ると、地方行政が州単位で行われる場合があつたことがわかる。とり

わけ、災害が起きた場合の被災確認や、それに附随する救荒政策の実例は多い。例えば、『後漢書』本紀三 章帝紀には、是歳（永平一八（七五）年）、牛疫。京師及三州大旱、詔勿收兗・豫・徐州田租・芻粟、其以見穀賑給貧人。とあり、『後漢書』本紀六 順帝紀 永建六（一二二）年の条にも、

冬十一月辛亥、詔曰、「連年災潦、冀部尤甚。比蠲除實傷、贍恤窮匱、而百姓猶有弃業、流亡不絶。疑郡縣用心怠惰、恩澤不宣。……其令冀部勿收今年田租・芻粟。」

と見えている。特に順帝紀の事例は、以前に命令を受けていた郡県が怠惰であったために、「冀部」（冀州）に対しその年の田租・芻粟税を徴収させないよう命令している点が注目されよう。後漢時代において、中央政府が州を行政実施の単位として認識するようになったということは、先学が明らかにするとおりである²²。また、この行政広域化の趨勢の要因としては、郡国レベルでは対処できない事態の発生が考えられる。例えば、災害対策や盗賊の擾乱・異民族反乱の対策など、郡国が対処できない案件に対して、州がこのような職務を担うようになったと考えられる²³。その結果、刺史が行政職務に関与するようになった。『後漢書』列伝五一 周举伝を見ると、

（周）舉稍遷并州刺史。太原一郡、舊俗以介子推焚骸、有龍忌之禁。至其亡月、咸言神靈不樂舉火。由是士民每冬中輒一月寒食、莫敢煙爨。老小不堪、歲多死者。舉既到州、乃作弔書以置子推之廟、言盛冬去火、殘損民命、非賢者之意、以宣示愚民、使還溫食。於是衆惑稍解、風俗頗革。

と記されており、監察官であったはずの刺史が太原郡の「舊俗」を改めている。つまり、刺史は州内の風俗を改善するといった、広い意味では行政職務と言える任務をも担い、直接民衆の生活と接する場合があったことがわかる。

しかし、詳細に『後漢書』本紀中の詔令を考察すると、刺史が行政職務に関与する場合、その形に相違が見られる。いま、三つの形式に分けて検討してみよう。

まず、①州に対して実務行政を命じる詔令から窺える形式である。『後漢書』本紀六 順帝紀 延光四（一二五）年十一月の条を見ると、

乙亥、詔益州刺史罷子午道、通褒斜路。

とあり、益州刺史に「褒斜路」（褒斜道）の開通工事という実務行政が命じられている。この事例からは、いわゆる行政官としての刺史の姿を看取することができるかのようにである。しかし、褒斜道については、『金石萃編』巻五 開通褒斜道石刻に、

永平六（六三）年、漢中郡以詔書受広漢・蜀郡・巴郡徒二千六百九十人、開通褒余道。

と見られるように²⁸、詔書を受領した漢中郡が他郡の刑徒を使つて、褒斜（余）道を開通させている事例もある。つまり、順帝紀の事例も益州刺史が褒斜道の工事に関与した点は明らかであるが、どのように刺史がこの工事に関与していたかまでは不明であると言えよう。とすると、これだけでは刺史が行政の実務レベルまで携わっていたと断定することはできない。例えば、詔書を受け取った益州刺史は州内の郡国に実務を委ね、これを指揮監督するという形であった可能性も考えられる。筆者がこのような可能性に言及するのは、以下に示すように①とは異なる形式も存在するからである。

つぎに、②州・郡国両者を対象として出された詔令から窺える形式である。例えば、『後漢書』本紀二 明帝紀 永平一三（七〇）年の条には、

冬十月壬辰晦、日有食之。三公免冠自効。制曰、「……刺史・太守詳刑理冤、存恤鰥孤、勉思職焉。」

とあり、『後漢書』本紀四 和帝紀 永元八（九六）年の条に、

九月、京師蝗。吏民言事者、多歸責有司。詔曰、「……百僚師尹勉修厥職、刺史・二千石詳刑辟、理冤虐、恤鰥寡、矜孤弱、思惟致灾興蝗之咎。」

と見えている。右の二例は、刺史と守相が同じ職務を遂行するものとして、同一に扱われている点が注目される。

しかし、同じく州・郡国を対象として出された詔令でありながら、両者の扱いに相違が見られる事例もある。例えば、『後漢書』本紀三 章帝紀 元和元（八四）年の条には、

二月甲戌、詔曰、「……自牛疫已來、穀食連少、良由吏教未至、刺史・二千石不以爲負。其令郡國募人無田欲徙它界就肥饒者、恣聽之。到在所、賜給公田、爲雇耕備、賃種餉、貰與田器、勿收租五歲、除筭三年。其後欲還本鄉者、勿禁。」

とあり、刺史と守相が教化に対して責任を負うべきことが指摘されている。しかし、この詔令中の後半部分（傍線部「其令郡國」以下の部分）においては郡国のみ具体的な指示が出されている。つまり、郡国の行うべきことが明示された行政を、刺史が二重に実行したとは考え難い。とすると、必然的に州と郡国とでは行政職務の関与の形に相違があったと考えられる。

最後に、③州に対して郡国（または郡県）による実務行政の督促を命じた詔令から窺える形式である。例えば、『後漢書』本紀七 桓帝紀 永興二（一五四）年の条には、

六月、彭城泗水増長逆流。詔司隸校尉・部刺史曰、「蝗災爲害、水變仍至、五穀不登、人無宿儲。其令所傷郡國種蕪菁以助人食。」

とあり、蝗害・水害の被害を受けた郡国に蕪菁を植えさせ人々の糧食の補助とするように、司隸校尉・刺史に対して命じている。この場合、実務行政を執行するのが「傷つく所の郡国」である以上、司隸校尉・刺史に詔令を出す必要性はないとも考えられる。そこで、『後漢書』本紀五 安帝紀 永初元（一〇七）年十一月の条を見ると、

戊子、勅司隸校尉・冀并二州刺史、「民訛言相驚、弃舊居、老弱相攜、窮困道路。其各勅所部長吏、躬親曉諭。若欲歸本郡、在所爲封長檄、不欲、勿強。」

とある。これも実際に「曉諭」するのは郡県の長吏であるから、「司隸校尉・冀并二州刺史」が実務行政を担う訳ではない。しかし、司隸校尉・二州刺史に対し「各々部する所の長吏に勅し、躬親ら曉諭せしめよ」と命令している点から、郡県の行政活動を指揮していたのは彼らであると見なすことができよう。

右に挙げた②・③の形式から考えると、州と郡県とでは行政職務の関与の形に相違があったことがわかる。つまり、

郡県が実務行政を執行していたのに対し、州は郡県を監督・指揮する監督行政を担っていたのである。この点を確認するために、『後漢書』本紀四 殤帝紀 延平元（一〇六）年の条を見ると、

秋七月庚寅、勅司隸校尉・部刺史曰、「夫天降灾戾、應政而至。聞者郡國或有水灾、妨害秋稼。……刺史垂頭塞耳、阿私下比、『不畏于天、不愧于人』。假貸之恩、不可數恃、自今以後、將糾其罰。二千石長吏其各實覈所傷害、為除田租・芻粟。」

と記されている。この勅令は、刺史が監察に手心を加え、おもねっている点を批判した上で、今後は彼らに罪状の糾察を命令するものである。しかし、実際の水害対策として、被害の調査・徵税免除の実施を担当するのは郡県（二千石長吏）であったのである。さらに言えば、右のような勅令を司隸校尉・刺史に出したのは、郡県がこの命令を忠実に実行するように指揮監督させる狙いがあったためではないかと推測される。また、『後漢書』本紀三 章帝紀には、

建初元（七六）年春正月、詔三州郡國、「方春東作、恐人稍受粟、往來煩劇、或妨耕農。其各實覈尤貧者、計所貸并與之。流人欲歸本者、郡縣其實粟、令足還到、聽過止官亭、無雇舍宿。長吏親躬、無使貧弱遺脫、小吏豪右得容姦妄。詔書既下、勿得稽留、刺史明加督察尤無狀者。」

とある。これは「三州の郡國」に対する詔令にもかかわらず、末尾の部分では刺史の監察に言及している点が注目される。すなわち、刺史に対して、詔書をないがしろにする者の弾劾を命じ、郡国による詔令実行の徹底を図っていたことが確認できる。要するに、刺史が行政職務に関与していた点は間違いないが、その際、州府は郡県行政を指揮監督する、広域の行政機関として存在していたと考えられるのである。

先に提示した疑問点をふまえ、これまでの考察をまとめると、①後漢刺史の行政活動は、主として実務は郡県に任せ、これを指揮監督するという形であった。②刺史が守相と同じような地方行政官であったとは言えないが、州府は広域の行政機関として機能していた、ということになる。つまり、郡県の地方行政官が担当するような実務行政は、刺史の主任務ではなかったのである。この点、諸先学は看過していたのではないだろうか²⁶。州が中央政府と郡県社会の結節点

表1 後漢と晋代の州吏数比較

	司隸校尉	刺史	州数	出典
後漢	37人	35人±α	13州	『統漢書』百官志
晋	132人	61人+α	19州	『晋書』職官志

表2 後漢郡県の属吏数（出典：『漢官』）

	河南尹	洛陽令
属吏数	927人	796人
郡県数	105郡	1180県

とされる位置づけは、前漢でも同じであった。しかし、後漢では一歩進んで、広域行政を統べる各州府が地方支配の拠点として機能していたと言える²⁷⁾。

では、なぜ主に刺史の行政活動は実務行政を担った郡県を指揮監督する、監督行政という形式だったのであるうか。筆者は、刺史の行政活動を支えていたと考えられる州吏の人数、つまり州府の人的規模に着目したい。

『統漢書』志二八 百官志 州郡の条には、

皆有從事史・假佐。本注曰、員職略與司隸同、無都官從事、其功曹從事為治中從事。とあり、州吏の構成は一部を除き、司隸校尉と同じであった。そこで、『同』志二七 百官志 司隸校尉の条を見ると、

司隸校尉一人、比二千石。本注曰、……從事史十二人。本注曰、……假佐二十五人。とあり、從事史が「十二人」、假佐が「二十五人」、つまり司隸校尉の属吏は合計三七人であったことがわかる²⁸⁾。他州の場合、司隸校尉の属吏のうち、「百官の法を犯す者を察擧するを主る」（同志）都官從事と都官書佐が設置されていない点は明らかであるが、正確な人数を知ることができない。しかし、他州も司隸校尉と同程度であったと考えて大過ないであろう。すくなくとも、管轄範囲に京師洛陽が所在し、中央官をも監察対象としていた司隸校尉²⁹⁾と比較して、大幅に州吏数が多い州はなかったと考える方が自然である。

さて、後漢の州吏数を後代と比較すると、どうであろうか（表1）。

『晋書』卷二四 職官志には、

州置刺史、別駕・治中從事・諸曹從事等員。所領中郡以上及江陽・朱提郡、郡各置部從事一人、小郡亦置一人。又有主簿、門亭長・録事・記室書佐・諸曹佐・守從事・武猛從事等。凡吏四十一人、卒二十人。諸州邊遠、或有山險、

後漢時代における刺史の「行政官化」再考（植松）

濱近寇賊羌夷者、又置弓馬從事五十餘人。徐州又置淮海、涼州置河津、諸州置都水從事各一人。涼・益州置吏八十五人、卒二十人。荊州又置監佃督一人。

とある。晋代の州では「吏四十一人、卒二十人」（涼州・益州の場合は「吏八十五人、卒二十人」と、後漢よりも多ただけではなく、各州の事情を勘案して増員も認められている。さらに、晋代は州数が増加したため、州域が狭くなっている点も考慮すると、刺史を支える州吏が後漢時代より充実していたことがわかる。

つぎに、後漢時代の実務行政を担っていた郡県とも比較したい（表2）。『統漢書』志二八 百官志 州郡の条注引の『漢官』には、

河南尹員吏九百二十七人。……

とあり、同じく百官志 県郷の条注引の『漢官』には、

雒陽令秩千石、……員吏七百九十六人。……

と見えている。河南尹・洛陽令は、京師洛陽が所在する郡・県であるので、一般的な郡県と異なる可能性が十分ある。しかし、県レベルの洛陽県でさえ数百人を擁していた点から、州府の人的規模が如何に小さいかがわかるであろう。では、一般の郡の場合はどうであろうか。『後漢書』列伝七一 独行列伝・陸続伝を見ると、

是時楚王英謀反、陰疏天下善士、及楚事覺、顯宗得其録、有（會稽太守）尹興名、乃徵興詣廷尉獄。（會稽郡門下掾・陸）續與主簿梁宏・功曹史駟勳及掾史五百餘人詣洛陽詔獄就考、諸吏不堪痛楚、死者大半、唯續・宏・勳掠考五毒、肌肉消爛、終無異辭。

とあり、会稽郡の場合は「掾史五百餘人」以上であったことがわかる。つまり、後漢時代において地方行政を担っていた郡県の属吏は、数百人規模であったと言つてよいであろう。

ちなみに、『統漢書』百官志に記載される司隸校尉・刺史の属吏には、様々な職掌が確認される。しかし、管見によれば、官名が明らかな州吏の事例（別駕從事・治中從事・部郡国従事を除く）のほとんどが靈帝期の州牧設置以降のも

のである。つまり、百官志に記されている州吏の職掌も、主として靈帝期以降のものと推測される³⁰。とすれば、靈帝期以前において刺史の行政活動を支えるべき州吏の役割は、いまだ限定的だったのではないだろうか。これは、消極的ではあるが私見を支えるところがある。

以上のように、晋代の州・後漢の郡県と比較すると、後漢刺史を支える州吏は多いとは言えず、州府の人的規模は実務行政を担うことができる程度ではなかったと考えられる。それ故、州の行政は間接的なものにならざるを得なかったのである。とすると、刺史が「行政官化」したとしても、そもそも郡県と同じような実務行政を担うことができなかったのではないだろうか。本節の冒頭で述べたように、西晋・武帝の詔では「綱紀を總」べる刺史の職掌に「治民の事」が含まれていなかった。これまでの考察をふまえると、このことは刺史が郡県のような実務行政を担っていないことを示していると考えられる。もちろん州・郡・県それぞれの官府の属吏については、実態を明らかにすることが困難であり、あくまでも推測の域を出ない。しかし、監督行政による間接的な行政活動は行政広域化の趨勢をふまえ、小規模な州府に適していたと言えよう。

三 「皇帝の使者」としての刺史と地方支配構造

前節では、刺史の「行政官化」の実態を究明した。その結果、後漢刺史の行政活動は、主として実務は郡県に任せ、これを指揮監督するという形であり、州府は広域行政機関として機能していたことを明らかにした。これは、中央政府から見た場合、州と郡県とでは期待される役割に相違があったことを示しているとされよう。

しかし、従来の「行政官化」論では、監察官として設置された刺史が行政官と同質の存在になっていった側面が強調されるあまり、後漢刺史や州制の特質を十全に説明し得ていないように思われるのである。ここで想起されるのが、第一節で述べたように、後漢刺史の本質的側面には監察官としての要素が通底していたという点である。周知のように、

古代中国の監察制度は皇帝支配体制を維持・強化するために発展した。これまで「行政官化」が自明のこととされてきた後漢刺史にあつては、当該時代の皇帝支配体制においてどのような地位を占めていたのかという観点が必ずしも重視されてこなかった。筆者は、後漢刺史の実像を剔抉するためには皇帝との関係を検討する必要があると考えるものである。

そこで、本節では、後漢刺史が皇帝との関係において当該時代の人々からどのように認識され、それがどのような意味をもつていたのかを考察する。その上で、後漢州制の地方支配構造における位置づけを明らかにし、もつて当該時代における地方支配の特質を探りたい。

後漢州制の特質については、すでに小嶋茂稔氏が「刺史の治所の存する県」と「刺史の治所の存する郡の郡治のある県」が必ずしも一致しないという、治所の置かれた県の相違に注目して、つぎのように指摘する。すなわち、「刺史の治所の存する郡の郡治のある県」に刺史の治所をあえて置かないことで、郡県の機構の外側から言わばこれを補完させるような形で、州の機構を通じた刺史の統治行為を実現させようとしていた。後漢の州は、郡県制を補完する特別な存在として国家の統治機構の中に制度的に位置づけられていた、と³¹⁾。

筆者は、小嶋氏の見解をふまえた上で、刺史が州に常駐するようになった後漢においても依然として「皇帝の使者」として認識されていた点に着目したい。

まず、前漢刺史について確認しておく、『漢書』卷八三 朱博伝には、

（冀州刺史・朱）博本武吏、不更文法、及為刺史行部、吏民數百人遮道自言、官寺盡滿。……博出就車見自言者、使從事明敕告吏民、「欲言縣丞尉者、刺史不察黃綬、各自詣郡。欲言二千石墨綬長吏者、使者行部還、詣治所。……」

とあり、冀州刺史であつた朱博自身がみずからを「使者」と名乗っている。これは、刺史が地方監察官として「皇帝の使者」と認識されていたことを明瞭に表しているよう。

また、監察官には「皇帝の使者」と称される事例があった。例えば、『後漢書』本紀四 和帝紀注引の『十三州志』には、

（侍御史）出有所案、則稱使者焉。

という記述があるし、『続漢書』志二七 百官志 司隸校尉の条注引の蔡質『漢儀』にも、

職在典京師、外部諸郡、無所不糾。……入宮、開中道稱使者。每會、後到先去。

とあり²²、侍御史や司隸校尉といった監察官は「使者」と称している。つまり、中央・地方を問わず、監察官は「皇帝の使者」と認識されていたのである。

そして、「皇帝の使者」と認識されるのは、光武帝期の州牧でも同様であった。第一節で掲げた『後漢書』列伝二三 朱浮伝の後文には、

陛下以使者（州牧）為腹心、而使者以從事為耳目。

とある。この時、光武帝の施策を批判した朱浮は「使者」（州牧）が「陛下」（光武帝）の「腹心」であり、州従事が「使者」（州牧）の「耳目」であったと表現している。つまり、後漢当初の州の長官であった州牧は、「皇帝の使者」と認識されるような存在であったことがわかる。

つぎに、刺史改革以降の刺史はどうであろうか。第一節で述べたように、光武帝期に奏事が廃止され、後漢刺史は州に常駐するようになる。とすれば、刺史自身と皇帝との関係は希薄になったとも考えられる訳であるが、「皇帝の使者」と認識される場合があった点は変わらなかった。例えば、『後漢書』列伝三四 張禹伝を見ると、

建初中（七六～八三）、（張禹）拜揚州刺史。……歷行郡邑、深幽之處莫不畢到、親録囚徒、多所明舉。吏民希見使者、民懷喜悅、怨德美惡、莫不自歸焉。

と記述されている。揚州刺史の張禹は州内を行部して、みずから「囚徒を録」しているが、刺史改革以降の刺史に対しても「使者」と表現されている。

ちなみに、司法における冤罪を防止するため、改めて裁判させる「録囚徒」(『続漢書』志二八 百官志 州郡の条)は、刺史以外も行っていた。例えば、『後漢書』本紀一 光武帝紀には、

(建武)二十九(五三)年春二月丁巳朔、日有食之。遣使者舉冤獄、出繫囚。

と見え、また『後漢書』本紀六 順帝紀にも、

(永建二(一一二七)年)三月、早、遣使者録囚徒。……(同三年)六月、早。遣使者録囚徒、理輕繫。

とある。右の二例は、災異が生じた際、皇帝が使者を派遣して「囚徒を録」させている。刺史の「録囚徒」は司法監察^⑧として行われている訳であるが、右をふまえると「皇帝の使者」としての側面もあったと考えられるのである。

また、「皇帝の使者」として認識されていた刺史は「使君」という異称で呼ばれることがあった。使君とは、『漢書』卷七二 龔勝伝 顔師古注に、

示若尊敬使者、故謂之使君。

とあることから、使者の尊称であることがわかる^⑨。

使君の用例については、『後漢書』列伝二一 郭伋伝に、光武帝期の事例として、

(并州牧・郭伋)始至行部、到西河美稷、有童兒數百、各騎竹馬、道次迎拜。伋問「兒曹何自遠來。」對曰、「聞使君到喜、故來奉迎。」伋辭謝之。及事訖、諸兒復送至郭外、問「使君何日當還。」伋謂別駕從事、計日告之。

という記述があり、州牧を使君と呼んでいる。これは、前掲『後漢書』列伝二三 朱浮伝に見える「陛下 使者(并州牧)を以て腹心と為す」という認識と軌を一にしている。つぎに、後漢刺史の事例として、『後漢書』列伝三一 第五倫伝附第五種伝を見ると、

及(第五種)當徙斥、(孫)斌具聞超謀、乃謂其友人同縣閻子直及高密甄子然曰、「蓋盜憎其主、從來舊矣。第五使君當投裔土、而單超外屬為彼郡守。夫危者易仆、可為寒心。吾今方追使君、庶免其難。若奉使君以還、將以付子。」

とあり、兖州刺史に就任していた第五種に対し、前職の衛國公相時代の故吏である孫斌が敬称として「第五使君」と呼

んでいる。

そして、両漢代に見える「使君」の用例を整理したのが【表3】（次頁）である。

この表から看取することができると特徴は、①中央から派遣された使者や皇帝の側近官が主な対象官職であり、②地方に常駐する官では州牧・刺史が多く、郡県の一般行政官に対しては使用されない、という二点である。

①については、繡衣御史の事例について見たい。『漢書』卷六六 王訢伝には、

（王訢）稍遷為被陽令。武帝末、軍旅數發、郡國盜賊羣起、繡衣御史暴勝之使持斧逐捕盜賊、以軍興從事、誅二千石以下。勝之過被陽、欲斬訢、訢已解衣伏質、仰言曰、「使君顛殺生之柄、威震郡國、今復斬一訢、不足以增威、不如時有所寬、以明恩貸、令盡死力。」

とあり、ここでは繡衣御史のことを使君と呼んでいる。使君について、顔師古注には、
（繡衣御史）為使者、故謂之使君。

と見え、繡衣御史が使者であることを理由として使君と呼ばれていたことがわかる。

また、②については地方に常駐する官の中で州牧・刺史以外に使君と呼ばれるものとして、護羌校尉が確認できる。護羌校尉に関しては、『東觀漢記』卷二〇 西羌伝を見ると、

護羌竇林奉使、羌顛岸降、詣林、林欲以為功效、奏言大豪。

と、護羌校尉の竇林が「奉使す」という記述がある。これは、『漢書』卷八三 朱博伝に、

及（朱）博奏復御史大夫官、又奏言、「漢家至德溥大、宇内萬里、立置郡縣。部刺史奉使典州、督察郡國吏民安寧。

……」奏可。

とある記述と一致する⁵⁵。つまり、地方に常駐する護羌校尉も「皇帝の使者」として認識されるような官であったと考えられる。

以上のように考えると、使君とは、皇帝の側近官をはじめとした中央官、あるいは「皇帝の使者」として認識される

ような官が地方に派遣される場合、彼らに対する呼称として使用されるべきものであった。このことは、同じく「使君」と呼称されていた後漢刺史という官の本質的側面に「皇帝の使者」という認識があったことを示しているとされよう。

表3 漢代「使君」の用例

時期	対象官職	史料	出典
武帝	奉使君	漢拜（張） 騫為太中大夫、堂邑父為奉使君。	『史』 一二三 大宛伝
武帝	奉使君	拜（張） 騫太中大夫、堂邑父為奉使君。	『漢』 六一 張騫伝
武帝	繡衣御史	（繡衣御史・暴）勝之過被陽、欲斬（王）訢、訢已解衣伏質、仰言曰、「使君顯殺生之柄、威震郡國、今復斬一訢、不足以增威。……」	『漢』 六六 王訢伝
王莽	使者	（龔）勝對（使者）曰、「……隨使君上道、必死道路、無益萬分。」	『漢』 七二 龔勝伝
更始	使者	（寇）恂曰、「非敢脅使君（使者）、竊傷計之不詳也。……使君建節銜命、以臨四方。……為使君計、莫若復之（耿況）以安百姓。」	『後』 伝六 寇恂伝
光武	并州牧	（并州牧・郭）伋問「兒曹何自遠來。」對曰、「聞使君到喜、故來奉迎。」伋辭謝之。及事訖、諸兒復送至郭外、問「使君何日當還。」	『後』 伝二一 郭伋伝
章帝	護羌校尉	由是湟中諸胡皆言「……今鄧使君（護羌校尉・鄧訓）待我以恩信、開門内我妻子。乃得父母。」咸歡喜叩頭曰、「唯使君所命。」	『後』 伝六 鄧訓伝
章帝	冀州刺史	（臺）佟曰、「……如明使君（冀州刺史）奉宣詔書、夕惕庶事、反不苦邪。」	『後』 伝七三 臺佟伝

和帝	護羌校尉	(護羌校尉・鄧訓) 病卒官、時年五十三。吏人羌胡愛惜、且夕臨者日數千人。……至聞訓卒、莫不吼號、……曰、「鄧使君已死、我曹亦俱死耳。」	『後』 伝六 鄧訓伝
安帝	司隸校尉	(崔) 瓌曰、「此譬猶兒妾屏語耳。願使君(司隸校尉・陳禪) 勿復出口。」	『後』 伝四二 崔瓌伝
安帝	中郎將	懷令虞詡說(中郎將・任) 尚曰、「使君頻奉國命、討逐寇賊、……若此出不克、誠為使君危之。」詡曰、「……為使君計者、莫如罷諸郡兵、各令出錢數千、二十人共市一馬。……」	『後』 伝七七 西羌伝
桓帝	兖州刺史	(孫斌) 曰、「……第五使君當投裔土、而單超外屬為彼郡守。……吾今方追使君、庶免其難。若奉使君以還、將以付子。」	『後』 伝三一 第五種使君
靈帝	涼州刺史	(傅) 燮知(涼州刺史・耿) 鄙失衆必敗、諫曰、「使君統政日淺、人未知教。……今不為萬全之福、而就必危之禍、竊為使君不取。」	『後』 伝四八 傅燮伝
靈帝	涼州刺史	(蓋) 勳不見曰、「吾為梁使君(涼州刺史・梁鸞) 謀、不為蘇正和也。」	『後』 伝四八 蓋勳伝
靈帝	涼州刺史	皆曰、「左使君(涼州刺史・左昌) 若早從君言、以兵臨我、庶可自改。……」	『後』 伝四八 蓋勳伝
獻帝	兖州牧	(呂) 布既至、諸城悉應之。(張) 邈乃使人譎(荀) 彧曰、「呂將軍來助曹使君(兖州牧・曹操) 擊陶謙、宜亟供軍實。」	『後』 伝六〇 荀彧伝
獻帝	荊州刺史	(蒯越) 對(荊州刺史・劉表) 曰、「……使君誅其無道、施其才用、威德既行、襁負而至矣。……」	『後』 伝六四 劉表伝
獻帝	揚州刺史	(孫策) 與書諫曰、「……當謂使君(袁術) 與國同規、而舍是弗恤、完然有自取之志。……使君五世相承、為漢宰輔、榮寵之盛、莫與為比。……」	『後』 伝六五 袁術伝

*この表は、『史記』・『漢書』・『後漢書』各書の本文に拠って作成したものである。

(註1) 当該期、袁術は「揚・徐二州牧」(『後漢書』袁術伝) を自称していた。石井仁「孫呉政權の成立をめぐる諸問題」

(『東北大学東洋史論集』六、一九九五年) 参照。

後漢時代における刺史の「行政官化」再考(植松)

では、後漢刺史に対する「皇帝の使者」という認識は、前節で明らかにした、後漢の州府が広域行政機関として機能していた点とどのようにかかわるのであるうか。

序において述べたように、官秩序列という観点から見ると、刺史は六百石であるのに対し、統制されるべき守相は二千石である。それ故、前漢末においては、「位次の序」を失わないために州牧が設置され、後漢も当初はこれを継承したのである。しかし、光武帝期の刺史改革によって州の長官は統制すべき守相よりも低秩の官となり、再び「位次の序」は失われてしまった。にもかかわらず、これ以降、「位次の序」をもって刺史のあり方を問題とする前漢末に見られた論調は確認できない。とすれば、これは後漢の地方支配体制において、官秩序列に基づく「位次の序」と異なる秩序論理が重視されていたことを意味するとされるであろう。そして、その後漢刺史は「皇帝の使者」として認識されていたのである。確かに後漢刺史は守相に対し官秩序列の優位性を喪失したが、その代わり「皇帝の使者」という認識は「行政官化」したとしても維持されている。まさにこの点にこそ、後漢時代の州府の長官が州牧ではなく刺史である意義があった。

さらに、このことは刺史を長官とする州制の観点から見ても、重要な意味をもっていた。例えば、皇帝との君臣関係に着目すると、漢代の州には郡国と異なる側面を見出すことができる。渡辺信一郎氏は、元旦に執行される元会儀礼が郡国の上計制度を通じて、皇帝が代表する中央政府と地方郡国との間の貢納―従属関係の更新を意図するものであったと指摘する³⁶。一方、前漢刺史の奏事制度には右のような役割を見出すことができず、後漢では前述したように奏事制度そのものが廃止されている。この上計制度と奏事制度との相違は、郡国が毎年、皇帝と君臣関係を再確認する必要があったのに対し、州はその必要性がない存在、つまり皇帝の名代として一体の存在であったと言えるのではないだろうか。この点、州は郡国と異なる存在であったとされるのである。

このような州の特質は祭祀のあり方にも看取される。『統漢書』志九祭祀志 社稷の条には、
郡縣置社稷、太守・令・長侍祠、牲用羊豕。唯州所治有社無稷、以其使官。

とあり、郡県で行われていた社稷のうち、州では社（土地神）が祀られたが、稷（五穀神）が祀られなかった。その理由は、刺史が「使官」であるからであったと言う。同条の別の箇所につされた劉昭注に引く『漢旧儀』には、

使者監祠、南向立、不拜。

という記述があり、使者が祭祀に関与していた事例が確認できる。ここで注目されるのは、使者が「南向」「不拜」とされている点である。つまり、使者が南面して立ち、拝礼しなかったということは、皇帝の振る舞いと同様であったということである。これは使者が皇帝の名代として、祭祀儀礼に参加していたと言えよう。とすれば、「皇帝の使者」という要素は皇帝の名代として、一般官僚とは著しく異なるものであったことになる。そのため、「皇帝の使者」として認識されていた刺史は郡国の守相・県の令長といった一般行政官と異なる存在であり、そして刺史を長官とした州も郡県と一線を画する存在であったと考えられるのである。

しかし、右で述べた後漢刺史のような存在は、地方行政を担うべき郡県制とは異質なものであるだけに、批判の対象ともなった。『三國志』卷九 夏侯尚伝夏侯玄伝には、三國魏の人である夏侯玄の主張として、

古之建官、所以濟育羣生、統理民物也。故為之君長以司牧之。司牧之主、欲一而專。一則官任命而上下安、專則職業脩而事不煩。夫事簡業脩、上下相安而不治者、未之有也。先王建萬國、雖其詳未可得而究、然分疆畫界、各守土境、則非重累羈絆之體也。……始自秦世、不師聖道、私以御職、姦以待下。懼宰官之不脩、立監牧以董之、畏督監之容曲、設司察以糾之。宰牧相累、監察相司、人懷異心、上下殊務。漢承其緒、莫能匡改。

とある。すなわち、夏侯玄の主張は、古代のように人民の支配は君長一人に委任し、指揮系統を一本化すべきというものであった。一方、彼は、秦代に地方長官を監察する官が設けられ、さらには地方長官と監察官との職域が重複するようになったとして批判し、漢朝も秦の統治方法を踏襲したと述べる。夏侯玄の理解は、彼の意見書を受け取った司馬懿の返書に「秦の時に刺史無し」（『三國志』同伝）と指摘されているように、誤った部分が認められるものの、後漢から決して遠くない人物のものとして傾聴に値するであろう。

筆者は、夏侯玄の批判の対象とされた秦漢代の統治方法にむしろ着目したい。つまり、後漢時代において、地方長官自身による支配と、監察官による地方支配とが併存していたと理解されている点である。

従来の「行政官化」論をふまえて考えるならば、刺史による地方支配を強化することが州の自立化傾向を助長させる可能性を指摘できるであろう³⁷。これを地方支配体制という観点から見ると、各州府が地方支配の拠点としてそれぞれ機能する構造を看取することができる。しかし、これをもって単に各州への分権が顕現されたと断定することはできない。本節で明らかにしたように、州の長官である刺史が「皇帝の使者」と認識されていた点から、中央政府は彼らをテコとして各州域単位の支配を統合することができたと考えられるのである。すなわち、「皇帝の使者」としての刺史を媒介とした地方支配が行われていたと言えよう。

最後に、これまでの考察結果を両漢史の中に位置づけ、もって後漢時代における地方支配の特質を探りたい。前漢の地方制度は秦の郡県制をふまえ、郡国制が採用された。その後、呉楚七国の乱をへて、郡国制から実質的郡県制へと移行する³⁸。換言すれば、この移行は、広大な領域をもつ漢帝国が多元支配体制³⁹から一元支配体制へと再編されたことを意味していた。この際、郡国を監察すべく州が設置されたものの、郡国に架上されただけであり、いまだ地方支配において実効的に機能する存在ではなかった⁴⁰。後漢時代になると、地方支配体制は各州府が地方支配の拠点として機能する多極化構造であったと言える。が、同時にこれらの州を中央(皇帝)に統合する枠組みを備える構造でもあった。つまり、州や刺史は単なる前漢旧制の復活ではなく、後漢特有の存在であったことがわかる。そして、そこには、権限増大や職務範囲の拡大といった量的進展ではなく、地方支配構造における質的転換を看取することができるのである。

おわりに

本稿での検討をまとめると、以下の通りになる。

① 刺史改革によって、州の長官は官秩六百石の刺史に戻され、監察官として再指定された。当該期の監察体制全体の視点で見ると、むしろ低秩官による監察の方針が看取できる。刺史改革は、その一環として行われたと位置づけられる。刺史改革以降、後漢刺史の本質的側面には監察官としての要素が通底していた。

② 諸先学が指摘するように、後漢刺史は行政職務に関与するようになった。しかし、その実態は主として監督行政を担うものであり、実務行政を担当した郡県と同列に論じることができない。刺史の間接的な行政活動は、行政広域化の趨勢をふまえ、小規模の州府に適した形で行われたと言える。そして、広域行政を統べる各州府が地方支配の拠点として機能していたのである。

③ 州は郡県とは異質な部分をもっていた。その長官である刺史は、州に常駐するようになった後漢においても依然として「皇帝の使者」として認識されている。中央政府は、この刺史と、彼を長官とする州府をテコとして各州域単位の地方支配を統合していた。つまり、「皇帝の使者」としての刺史を媒介とした地方支配が行われていたと言える。

④ 後漢の地方支配体制には、各州府が地方支配の拠点としてそれぞれ機能する構造を看取することができる。そして、中央政府はこれらの州をテコとして地方支配を貫徹していたのである。この後漢州制の位置づけは一元的な郡県制統治を基調としていた前漢のそれと著しく異なるものであったと言える。このような州制の展開は権限増大や職務範囲の拡大といった量的進展ではなく、地方支配構造における質的転換と理解すべきであろう。

右の検討が当を得たものであるならば、後漢時代にあつては州牧よりも刺史の方が適当であつたのではないだろうか。つまり、ともすれば分権化傾向が看取される後漢州制にあつて、各州域単位の支配を中央（皇帝）に統合する制度的な象徴として刺史が存在する意義があつた。この点、従来の「行政官化」論では軽視されていた嫌いがある。

最後に、本稿では刺史の「行政官化」をめぐる諸問題についての分析を中心に行つたため、行政・軍事の大権を付与し地方自立化を促進することとなつた靈帝期の州牧設置にまで言及することはできなかった。本稿での考察結果をふま

えて、刺史制度の限界によってもたらされる靈帝期の改革および後漢末の州制を見直す必要があると考えられる。この点は、今後の課題としたい。

註

- (1) 「兩漢交替期」について、木村正雄「前後漢交替期の農民反乱―その展開過程―」（『中国古代農民反乱の研究』、東京大学出版会、一九七九年）は、「前後漢交替期をどう考えるかにはいろいろ問題はあるが、ここでは、王莽の居攝元（後六）年から後漢政權が公孫述を滅ぼし、ほぼ中国支配を確定した建武十二（後三六）年まで三十年の間とすると、その当初には、居攝元年四月にはじまった安衆侯劉崇の叛亂をはじめ、居攝二年嚴鄉侯劉信をたてた翟義の叛亂、始建國元（後九）年の徐鄉侯劉快の叛亂、眞定の劉都の叛亂、等々諸劉の叛亂が相次いだ」としている。本稿で言う「兩漢交替期」とは、氏の定義に従い、王莽政權が動搖しはじめてから、光武帝がほぼ天下を統一するまでの時期のことを指す。
- (2) 兩漢交替期、郡レベルの地方官が活躍した事例については、小嶋茂稔「後漢時代の国家と社会」（『歴史学研究』七一六、一九九八年）参照。
- (3) 後漢末、各州の割拠状況については、狩野直禎「後漢末地方豪族の動向―地方分権化と豪族―」（『中国中世史研究―六朝隋唐の社会と文化―』東海大学出版会、一九七〇年）などを参照。
- (4) 代表的な論考としては、櫻井芳朗「御史制度の形成」（『東洋学報』二三―二・三、一九三六年）、嚴耕望『中国地方行政制度史』甲部『秦漢地方行政制度』（中央研究院歷史語言研究所專刊之四十五、一九五一年）、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下冊（齊魯書社、一九八五年）、長嶋健太郎「漢代刺史の職掌とその展開」（『立正大学東洋史論集』一七、二〇〇五年）など。
- (5) 小嶋氏の一連の論考については、A『冀州刺史王純碑』考―後漢時代の『州』『州刺史』分析のための予備的考察として―（『論集 中国古代の文字と文化』汲古書院、一九九九年）・B「漢代州制再考―国家統治機構としての州についての基礎的考察―」（『歴

史』九九、二〇〇二年）・C「漢代の国家統治機構における亭の位置」『史学雑誌』一一二—八、二〇〇三年）・D「前漢における郡の変容と刺史の行政官化についての覚書」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第五号、二〇〇四年）・E「後漢の国制における『州』の位置」『集刊東洋学』九五、二〇〇六年）などを参照。

(6) 『漢書』には州牧の官秩を「二千石」と明記する史料（成帝紀・百官公卿表）も見られるが、前掲註（4）櫻井氏論文は「真二千石」とする。藤岡喜久男「前漢の監察制度に関する一考察―特に、刺史と郡県制度との関連について―」『史学雑誌』六六一—八、一九五七年）も櫻井氏の指摘に賛同する。さらに、藤岡氏はこれにもとづいて、翟方進・何武が三公九卿・州牧・守相の関係を、位次の序（＝秩禄の上下）によって律し、「この三者がかかる官僚機構なる場において互に制御し制御されることを、正当化せんとしたのではなからうか」と述べる。

(7) 前掲註（5）小嶋氏E論文は、官秩六百石である刺史が選択された理由を、国制面における諸侯王の存在に求める。後漢時代において、国制上の位置づけが重要な問題であることは言を俟たない。しかし、小嶋氏の言葉を借りれば、州が「現実に国家による在地社会支配をなす重要な機構」である以上、本稿では国家による地方支配という観点から、刺史改革の意義ならびに後漢州制の特質を探りたい。

(8) 前掲註（4）櫻井氏論文、敵氏著書参照。

(9) 王勇華『秦漢における監察制度の研究』（朋友書店、二〇〇四年）の第七章「前漢刺史の性格について」第二節「刺史の奏事」参照。また、福永善隆「前漢における丞相司直の展開について―丞相制の展開と関連して―」『九州大学東洋史論集』三四、二〇〇六年）は、前漢刺史が丞相―丞相司直―刺史という系統に組み込まれ、「百官の長」たる丞相が掌る人事運営を補佐していたと指摘する。

(10) 鎌田重雄「郡国の上計」『秦漢政治制度の研究』、日本学術振興会、一九六二年）は、『統漢書』に記載される「計吏」が「州の計吏」ではなく、郡国の上計吏であることを論証している。

(11) 前掲註（10）鎌田氏論文参照。

後漢時代における刺史の「行政官化」再考（植松）

- (12) 『後漢書』列伝一三 竇融伝には「及隴・蜀平（建武二二（三六）年）、詔（涼州牧・竇）融與五郡太守奏事京師」とあるが、『後漢紀』を見ると「竇融與五郡太守還京師」（卷六 光武皇帝紀）と記述されている。また、五郡の太守が同行している点から考えても、竇融伝の事例は通常の州牧による奏事とは異なると見なすべきであろう。
- (13) 前掲註（4）櫻井氏論文
- (14) また後漢最末期の事例であるが、州から中央へ使者を派遣している史料（『後漢書』列伝六三 陶謙伝、列伝六四下 劉表伝）も見られ、州と中央との制度的繋がりが窺われる。
- (15) 大司徒司直（前漢の丞相司直）とその廃止については、紙屋正和「後漢時代における地方行政と三公制度」（『福岡大学人文論叢』三四—四、二〇〇三年）、王勇華「丞相司直に関する一考察」（前掲註（9）王氏著書）参照。
- (16) なお、大司徒司直廃止が行われた年には建武一一（三五）年と同一八（四二）年の両説がある。前掲註（15）紙屋氏論文は、建武一年〜一八年の間の就任者が確認できない点から、建武二年説を支持する。ちなみに、建武二年は奏事廃止、一八年は刺史改革が実施された年でもあることから、いずれにせよ州制との何らかの関連が推測される。
- (17) 前掲註（2）小嶋氏論文
- (18) 光武帝の軍備縮小については、濱口重國「光武帝の軍備縮小と其の影響」（『秦漢隋唐史の研究』、東京大学出版会、一九六六年）、小林聡「後漢の軍事組織に関する一考察―郡国常備兵縮小後の代替兵力について―」（『九州大学東洋史論集』一九、一九九一年）参照。
- (19) 竹園卓夫「後漢安帝以後における刺史の軍事に関する覚え書き」（『集刊東洋学』三七、一九七七年）参照。管見の及ぶ限り、後漢刺史が軍事職務に関与したことを明示する事例として確認できるのは、安帝永初四（一一〇）年の青州刺史法雄からである（『後漢書』本紀五 安帝紀、列伝二八 法雄伝）。
- (20) 後漢時代の御史台については、前掲註（4）櫻井氏論文第五節「後漢の御史台について」参照。
- (21) 後漢刺史・州府による監察の実例としては、例えば①贈收賄の摘発（『後漢書』列伝三一 第五種伝、列伝三八 徐璆伝、列伝四

六種鬻伝、列伝七一 戴就伝など)、②司法監察(『同』列伝二八 法雄伝、列伝三四 張禹伝など)、③軍事監察(『同』紀六順帝紀)、④礼制秩序維持(『同』列伝四〇 楽成靖王党伝・梁節王暢伝など)、⑤選挙不正の捜査(『同』列伝五七 蔡衍伝)、⑥黄巾軍への内通者の摘発(『同』伝五六 王允伝) などが見える。

(22) 『三国志』巻一五 陳寿の評には、後漢末の刺史について「自漢季以來、刺史總統諸郡、賦政于外、非若曩時司察之而已。」とあり、ここから「漢季」以前の刺史についても類推される。この刺史に関する理解は、筆者が引用した西晋・武帝の詔と共通する部分があると考えられる。

(23) 前掲註(5) 小嶋氏 B・D 論文、前掲註(4) 長嶋氏論文参照。

(24) 前掲註(19) 竹園氏論文、前掲註(4) 長嶋氏論文参照。なお、竹園氏の「刺史の軍事は、郡内の兵権を統べる郡太守が直接郡兵を統率し、これを監督指揮する形で行われた」という軍事形態に関する指摘は、後述する刺史の行政活動の形式を考慮するに際して、傾聴に値する。

(25) 本稿で引用した『金石萃編』の史料は、紙屋正和「後漢時代における刺史と地方行政」(二〇〇七年度九州史学会口頭発表)の指摘に拠った。

(26) ただし、前掲註(5) 小嶋氏 D 論文には、「州」を対象として中央政府の施策が実施された事例に対し、「実際にその措置にあたったのはその州の配下の郡であった可能性は捨てきれない」という言及がなされている。

(27) その一因として、後漢の州が亭を掌握していた点が挙げられる。前掲註(5) 小嶋氏 C 論文参照。

(28) 州吏の中でも、後漢では従事史と仮佐の二種類があり、後引の『晋書』職官志では吏・卒という区別がなされている。本来、それぞれ州吏の違いをふまえた上で行論を進めるべきであるが、本稿では州府の人的規模を考察することを目的としているため、ひとまず刺史の属僚である州吏として全て同列に扱う。

(29) 漢代の司隸校尉の監察対象については、富田健之「漢代における司隸校尉」(『史淵』一一二、一九八四年)、王勇華「司隸校尉をめぐる諸問題」(前掲註(9) 王氏著書) 参照。

後漢時代における刺史の「行政官化」再考(植松)

- (30) 『宋書』卷四〇 百官志 刺史の条にも、「漢制」として州吏の職掌が記される。「漢制」の具体的な時期は、前漢・元帝期の州吏整備以降と推定される以外、その特定は難しい。
- (31) 前掲註(5) 小嶋氏B論文
- (32) 司隸校尉の「皇帝の使者」的性格については、前掲註(29) 富田氏・王氏論文を参照。なお王氏は、元帝期の「去節」以降も、司隸校尉は皇帝の使者という性格を依然として保持していたと指摘する。
- (33) 刺史の司法監察については、王勇華「前漢刺史の性格について」(前掲註(9) 王氏著書) 参照。
- (34) 両漢代における「使君」は使者の尊称であるが、魏晉以降の刺史にも使君という呼称が使用される。周知のように、魏晉以降の刺史は全くの地方行政官であった訳であるから、両漢と魏晉以降とでは使君という呼称の性格に変化が見られることは留意すべきであると考えられる。
- (35) その他、「奉使」と記述される官職としては、例えば「冀州刺史」(『漢書』卷六六 陳咸伝、卷七六 張敞伝)、「荊州牧」(『同』卷九二 陳遵伝)、「司隸校尉」(『同』卷八四 翟方進伝、「後漢書」列伝一九 鮑永伝)、「繡衣御史」(『漢書』卷九八 元后伝)などが見える。
- (36) 「元会の構造―中国古代国家の儀礼的秩序―」(『天空の玉座 中国古代帝国の朝政と儀礼』 柏書房、一九九六年)
- (37) 前掲註(2) 小嶋氏論文は、「後漢国家の支配を実現するために強化された『州』は、逆に中央からの自立を容易にする側面も生じてきた」と述べる。なお、東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五年)の序章「後漢時代史の研究状況と課題」第二節「後漢皇帝支配と地方社会」は、従来の「行政官化」論をふまえた上で、後漢時代の地方支配について、「監察官たる刺史に中央政府の支配権を委任するという傾向」と、その結果としてもたらされる「刺史や州牧の権限増大や自立化」を想定している。
- (38) 代表的な論考としては、紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について―その基礎的考察―」(『福岡大学人文論叢』一三一―四・一四一―一、一九八二年)。

(39) 杉村伸二「郡国制の再検討」『日本秦漢史学会会報』第六号、二〇〇五年)は、漢初の郡国制が、広大な領域を分割したユニットである諸侯王国の分割統治による体制であったと指摘する。

(40) 前漢刺史による地方監察の実効性に対する疑義については、石岡浩「前漢代の博士の郡国循行―地方監察における博士と刺史の役割―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第四分冊』四二、一九九六年)参照。